

議 長 日程第2「議案第1号松田町新松田駅周辺整備基金条例」について、町長の説明を求めます。

町 長 議案第1号松田町新松田駅周辺整備基金条例を別紙のように制定する。平成31年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。新松田駅周辺整備事業に資するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、松田町新松田駅周辺整備基金を設置したいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

まちづくり課長 それではですね、松田町新松田駅周辺整備基金条例について御説明させていただきます。この条例は、今年度策定いたします新松田駅周辺基本構想・基本計画に基づく事業推進が図られるよう、町負担分の財源を段階的に確保するため、基金条例を設置するものでございます。

それでは、条例の本文の主な部分を読み上げさせていただき、細部説明とさせていただきます。1ページをおめくりください。条例本文です。第1条、設置でございます。新松田駅周辺整備の経費に充てるため、地方自治法に基づき基金を設置するというところでございます。

第2条、積み立てでございます。基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額といたします。

第3条、管理につきましては、現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法により保管するというのと、第2項では、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有効な有価証券にかえることができるということにしております。

第4条、運用益金の処理でございます。基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に繰り入れるものといたします。

第5条、繰替運用でございます。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻し方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用ができることとします。

第6条、処分でございます。基金は、新松田駅周辺整備に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部または一部を処分するこ

とができます。

第7条、委任でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるとしております。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行することとなります。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

8 番 小 澤 1点お聞かせください。これは駅前整備じゃなくて、その後のに対する対応ですよね。これ、基金をいつの時点で使う予定といたしますか、そういう計画になっているのでしょうか。

まちづくり課長 駅前整備に関する事業の町の財源として使う予定でございます。以上です。

8 番 小 澤 駅前整備で、26年までかけて駅前整備をやりますよね。その後で今度はその組合施行のほうに入っていくわけ、予定と聞いてますけれども、今ここで基金として積み立てていくものが、私は、その後に対する積み立てなのかなと思ってましたけれども、26年までの事業の中で使っていくと、今そういうお話だったんですけれども、そうなんですか。

まちづくり課長 すいません、説明足らずで申しわけありません。対象事業といたしましては、北口の駅前広場の整備、それから集約施設、ビル等ですね、それから駅舎の改修。新松田駅、これから行っていきます事業全てのものに対して基金を充てていくという考えでございます。以上です。

議 長 ほかに。

1 2 番 大 舘 第7条のですね、基金の管理に関して必要な事項は町長が別に定めるとありますけれども、どのような案件が想定されるんでしょう。

まちづくり課長 基本的には、その使い方については、駅前の事業で特定なものを指してはいますが、例えば関連するような、今申し上げた事業のほかに、駅前をネットワークで結んだときに、例えばこの道路計画は駅に必要なんじゃないのかといったような場合に、町長を含め皆様の御理解をいただいた後に、やるときにそういった事案が発生するのかなということで書かせていただきました。以上です。

議

長 ほかにありませんか。

お諮りいたします。ただいま議題になっております本案につきましては、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議案第1号松田町新松田駅周辺整備基金条例は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定をしました。